

福島県内における悪臭防止法に基づく規制地域（町村部）

市町村名	区域の区分	規制地域
伊達郡 桑折町	A区域	第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び近隣商業地域
	B区域	準工業地域
	C区域	工業地域
伊達郡 国見町	A区域	一 第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び近隣商業地域 二 光明寺の区域のうち、字鹿野山、字鹿野、字入、字沼、字沢端、字土井、字蔵ノ内、字志久、字桜町、字浜井場、字車、字滝ノ下、字山岸、字沖及び字滝沢の区域 貝田の区域のうち、字寺脇、字切内、字町裏、字町後、字百枚大沢、字鍛冶、字山ノ神前、字石畑、字日照田、字熊坂、字立久根、字姥神及び堂ノ上の区域 高城の区域のうち、字前、字簾鉢、字古屋敷、字下家老及び字原の区域 大木戸の区域のうち、字海道上及び字六角の区域
	B区域	一 準工業地域 二 藤田の区域のうち、字北沖、字鶉町一から字鶉町四まで及び字三本木一の区域 徳江の区域のうち、字原、字番匠田、字久保田及び字熊野の区域 大木戸の区域のうち、字遠光原、字遠光原山、字手代田、字熊久根、字孝徳、字五反田、字正光寺、字大光寺、字久保、字沖田、字館、字前、字西原、字中ノ作、字馬捨、字耕ノ内、字大久保、字段ノ越、字赤穂、字中穂、字高橋、字大橋及び字馬場の区域 石母田の区域のうち、字国見山中、字国見山下、字国見前、字国見、字笠松、字弁天沢、字薬師堂、字深田、字芳田、字西館、字餅田、字築山、字館ノ内、字荒町、字樋口、字岩窪、字上ノ山、字四斗蒔、字榎下、字台、字上原、字下原、字芹沢、字駒場、字唐松、字中ノ内及び字肱曲の区域 内谷の区域のうち、字花館、字清上、字矢木沢二、字三ツ森、字東脇、字東、字場佐内、字東前及び字柿木堰の区域 鳥取の区域のうち、字中ノ町、字猿角田、字皂莢沢、字葭原、字中島、字米田、字高瀬、字高瀬前、字高瀬前道下及び字沢田の区域 小坂の区域のうち、字小屋館一、字小屋館二、字寺家、字中川原、字宮五郎内、字上前田、字ミツヤ及び字古内の区域 泉田の区域のうち、字三ツ谷、字石渡及び字源女の区域 山崎の区域のうち、字上川前、字中川前、字下川前、字荒沢、字後柳、字火渡、字西畑、字館及び字稲荷林の区域
	C区域	工業地域
伊達郡 川俣町	A区域	第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び近隣商業地域
	B区域	一 商業地域、準工業地域及び用途地域以外の都市計画区域 二 大字羽田、大字秋山及び山木屋の区域
	C区域	工業地域

岩瀬郡 鏡石町	A区域	一 第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、準住居地域及び近隣商業地域 二 鏡沼、本町及び岡ノ内の区域（市街化調整区域に限る。）
	B区域	一 準工業地域 二 高久田、緑町、旭町、東町、笠石及び中町の区域（市街化調整区域に限る。） 南高久田の区域（町道鏡田五十八号線境界線以南であって町道鏡田五十六号線境界線及び町道鏡田四百九十九号線境界線以西の区域に限る。） 池ノ原の区域（町道鏡田四百九十九号線境界線及び町道鏡田四百八十七号線境界線以西の区域に限る。） 笠石原町の区域（町道笠石二百二十七号線境界線以西であって町道笠石二百二十六号線境界線以北かつ町道久来石行方蓮池西線境界線以東の区域に限る。） 羽鳥の区域（市街化調整区域かつ県道成田鏡田線境界線以北であって町道笠石二百五十六号線境界線以西の区域に限る。） 五斗蒔町の区域（町道鏡田仁井田線境界以南の区域に限る。）
	C区域	工業地域及び工業専用地域
河沼郡 会津坂下町	A区域	第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び近隣商業地域
	B区域	商業地域及び準工業地域
	C区域	工業地域
大沼郡 会津美里町	A区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域及び近隣商業地域
	B区域	準工業地域
	C区域	工業地域
西白河郡 西郷村	A区域	第一種住居地域及び第二種住居地域
	B区域	商業地域及び準工業地域
	C区域	工業地域及び工業専用地域
西白河郡 泉崎村	A区域	大字太田川の区域のうち、字小林、字二ツ堂（村道二ツ堂線西側境界線以西の区域に限る。）、字岩崎、字風呂裏、字上丁（東北縦貫自動車道東側境界線以東の区域に限る。）、字岩崎前（村道太田川小田川線北側境界線以北の区域に限る。）及び字居平の区域 大字踏瀬の区域のうち、字踏瀬、字町頭、字池ノ入山（国道四号東側境界線以東の区域に限る。）、字町尻、字東町尻、字四ツ屋前、字新池下、字三ツ屋前、字大山、字後原、字熊野森、字町浦、字長峰（村道踏瀬長峰松倉線北側境界線以北の区域に限る。）、字赤沢山（一番、四番の七、四番の九、四番の二十五及び四番の五十四に限る。）、字火打池（三十番に限る。）及び字赤沢（一番の四、一番の十一、一番の十二及び一番の十六に限る。）の区域 大字泉崎の区域のうち、字根岸、字下根岸、字狐山（村道下宿弥栄線北側境界線以北であって村道狐山長峰線東側境界線以東であり、かつ、村道狐山中線西側境界線以西の区域に限る。）、字日渡山、字天王山、字次部田（一番及び二番に限る。）、字桎内、字一枚橋（村道桎内踏切線北側境界線以北の区域に限る。）、字桎内裏山（五番及び三十四番の一に限る。）、字外ノ入、字寺前（村道新宿大和田線北側境界線以北の区域に限る。）、字新宿、字山ヶ入、字雷（県道塙泉崎線北側境界線以北の区域に限る。）、字館、字下宿、字行屋、字古

宿（県道埴泉崎線東側境界線以東の区域に限る。）、字小林、字高屋原、字寄井前、字寄井、字梅木平、字高屋、字川畑、字証古、字白石山、字横穴下（県道泉崎石川線北側境界線以北の区域に限る。）、字下陣場（一番の一から一番の四まで、二番の一、二番の二、二番の五、二番の十三から二番の十八まで、五番の一及び六番の一に限る。）、字上陣場（十四番から十八番まで、二十一番、二十二番の一及び二十三番の一に限る。）、字笹立山（村道笹立山桧内線南側境界線以南の区域に限る。）、字八斗蒔、字神田、字富久保、字向宿、字八丸、字谷地久保、字都橋山、字富久保前（一番の三十八から一番の四十まで及び三十五番の二から三十五番の六までに限る。）、字小林山（県道埴泉崎線北側境界線以北の区域に限る。）、字上長峰（村道踏瀬長峰松倉線北側境界線以北の区域に限る。）、字下長峰（村道踏瀬長峰松倉線北側境界線以北の区域に限る。）、字愛宕山（村道愛宕山下長峰線北側境界線以北の区域及び村道下宿弥栄線東側境界線以東の区域に限る。）、字内屋敷、字前畑、字日向山（村道踏瀬長峰松倉線及び村道日向山南線北側境界線以北の区域に限る。）、字大小踏切、字別所、字休場山（村道日渡山鶴番小屋線北側境界線以北の区域に限る。）、字十軒前（村道根岸大小踏切線南側境界線以南の区域に限る。）、字鶴番小屋（村道日渡山鶴番小屋線北側境界線以北であって村道根岸大小踏切線南側境界線以南の区域に限る。）、字桧内山及び字中ノ内の区域

大字北平山の区域のうち、字都橋、字高柳、字堂ノ下（村道高柳堂ノ下線南側境界線以南の区域に限る。）、字堂ノ上（県道埴泉崎線東側境界線以東の区域に限る。）、字道下前、字新田、字太郎峯、字新田東山（三十八番の三から三十八番の十三まで、四十六番の一から四十六番の三まで、四十六番の五、四十六番の七から四十六番の十四まで、四十七番の一、四十七番の二、四十七番の四から四十七番の十まで、四十八番の二、四十八番の四から四十八番の八まで及び四十八番の十一から四十八番の十四までに限る。）、字滝田下、字寺後、字薬師堂、字庚申山、字古内、字下ノ前、字山寺、字古寺、字越田（村道新田山寺線東側境界線以東の区域に限る。）、字新田原（村道新田矢吹線東側境界線以東の区域に限る。）、字中島（村道新田矢吹線東側境界線以東の区域及び村道堂ノ下新田線西側境界線以西の区域に限る。）、字竹ノ内、字観音山、字前屋敷、字ネギ内、字前山、字下原（村道桧内如信沢線南側境界線以南であって村道下町尻下原線東側境界線以東の区域に限る。）及び字行方地の区域

大字関和久の区域のうち、字八雲神社、字上町、字雷神山、字愛宕町、字瀬知房、字瀬知房後、字下原、字漆久保、字富内、字庭渡神社（村道瀬知房後庭渡神社線北側境界線以北の区域に限る。）、字下町、字古寺、字上野館（村道上野館中島線南側境界線以南であって村道上野館中宿線東側境界線以東の区域及び県道埴泉崎線西側境界線以西の区域に限る。）、字烏川（村道上野館中島線南側境界線以南の区域に限る。）、字豊田（村道瀬知房後下城内線南側境界線以南の区域に限る。）、字下城内（村道瀬知房後下城内線南側境界線以南の区域に限る。）、字豊内（村道下城内新六線西側境界線以西の区域に限る。）、字新六、字如信沢（村道上野館中島線北側境界線以北の区域に限る。）、字松ヶ沢（村道石名田松ヶ沢線東側境界線以東の区域に限る。）、字景ノ原（村道桧内如信沢線南側境界線以南の区域に限る。）、字中宿（県道埴泉崎線西側境界線以西の区域及び村道中宿武具田線西側境界線以西の区域に限る。）、字明地（村道切立屋

		中線北側境界線以北であって村道中宿武具田線西側境界線以西の区域に限る。)、字関和神社及び字切立(四十五番の一、四十六番から四十八番まで、四十九番の一、四十九番の二及び五十番に限る。)の区域
	B区域	<p>大字太田川の区域のうち、字原山(村道踏瀬太田川線東側境界線以東の区域に限る。)、字四ツ屋前、字坂ノ合(村道踏瀬太田川線南側境界線以南の区域に限る。)、字二ツ坂(村道踏瀬太田川線南側境界線以南の区域に限る。)、字菖蒲沢及び字前谷地の区域</p> <p>大字踏瀬の区域のうち、字池ノ入山(東北縦貫自動車道南側境界線以南であって国道四号西側境界線以西の区域に限る。)及び池ノ入の区域</p> <p>大字泉崎の区域のうち、字中核工業団地、字八ヶ代山、字八ヶ代(六十四番の二、六十四番の三、六十五番、百十九番及び百二十番に限る。)、字上狐山(村道上長峰上狐山線西側境界線以西の区域に限る。)、字坊頭窪、字根岸裏山、字山神山、字山崎山、字山崎、字下夏針、字十八夜、字十八夜山、字大山、字四ツ屋前及び字離山(二番の一、二番の二、三番の二、三番の五から三番の七まで、四番の一、四番の三、四番の五、四番の八、五番の二、六番の三、六番の四、二十四番、二十五番の一、二十五番の四、二十五番の六、二十六番の二から二十六番の四まで、二十七番、二十八番の一、三十五番から三十七番まで、三十七番の三、三十八番、三十九番の一から三十九番の三まで、四十番、四十番の一、四十番の三及び四十番の四に限る。)の区域</p> <p>大字関和久の区域のうち、字石名田、字愛敬山、字石名沢山、字如信沢(村道上野館中島線南側境界線以南の区域に限る。)及び字松ヶ沢(村道石名田松ヶ沢線西側境界線以西の区域に限る。)の区域</p>
西白河郡 矢吹町	A区域	第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び近隣商業地域
	B区域	商業地域及び準工業地域
	C区域	工業地域及び工業専用地域
東白川郡 埴町	B区域	<p>大字常世中野、大字常世北野、大字中塚、大字板庭及び大字竹之内の区域</p> <p>大字川上の区域(字東平(一番一から一番五までに限る。))の区域を除く。)</p>
東白川郡 鮫川村	A区域	<p>大字赤坂中野の区域のうち、字新宿、字道少田、字宿ノ入、字真坂、字二本田及び字巡ヶ作の区域</p> <p>大字東野の区域のうち、字広畑、字官代及び字山口の区域</p> <p>大字富田の区域のうち、字前沼の区域</p>
	B区域	<p>大字赤坂西野の区域のうち、字大塩(五百八十一番、五百八十二番、五百八十三番の一から五百八十三番の四まで、五百八十四番から五百八十九番まで、六百番、六百一番、六百三番、六百四番及び六百十六番から六百十九番までに限る。)及び字権現渡(百四十一番、百四十二番、百四十三番の一及び百四十三番の二に限る。)の区域</p> <p>大字西山の区域のうち、字鍛冶平の区域</p> <p>大字赤坂東野の区域のうち、字戸草及び字葉貫の区域</p> <p>大字富田の区域のうち、字中沢の区域</p> <p>大字渡瀬の区域のうち、字関口及び字青生野の区域</p>

石川郡 石川町	A区域	第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び近隣商業地域
	B区域	商業地域及び準工業地域
	C区域	工業地域
石川郡 玉川村	A区域	大字川辺の区域のうち、字和尚平及び字館の区域並びに字宮ノ前の区域（国道百十八号東側境界線以東の区域であって、三百三番地の四及び三百四番地を除く区域に限る。） 大字蒜生の区域のうち、字栗木内及び字羽根石の区域 大字小高の区域のうち、字中村前、字向久保、字西屋敷及び字東耕地の区域並びに字稲荷畷、字中畷、字北畷及び字南畷の区域（国道百十八号東側境界線以東の区域に限る。） 大字中の区域のうち、字高畔、字屋敷前、字後及び字向の区域 大字竜崎の区域のうち、字糞屋の区域
	B区域	大字小高の区域のうち、字丑久保及び字池ノ入の区域 大字中の区域のうち、字下谷地、字山ノ根、字天神、字道上、字後作田、字作田、字前作田及び字入山の区域 大字竜崎の区域のうち、字岡谷地、字蕨岡及び字四斗蒔の区域（村道I-十号線南側境界線以南の区域に限る。） 大字岩法寺の区域のうち、字蕨岡の区域並びに字関根、字湯神前及び字宮ノ前の区域（村道I-十号線南側境界線以南の区域に限る。） 大字山小屋の区域のうち、字曲久保及び字二本櫓の区域 大字南須釜の区域のうち、字館の区域 大字山新田の区域のうち、字河平の区域
	C区域	大字川辺の区域のうち、字宮ノ前（三百三番地の四、三百四番地の六から十三まで及び三百九十三番地に限る。）の区域 大字蒜生の区域のうち、字恵平（百三十一番地の二に限る。）の区域 大字小高の区域のうち、字江平（八十八番地の九から八十八番地の二十三までに限る。）の区域
石川郡 平田村	B区域	大字下蓬田の区域のうち、字蓬来内、字石ノ川及び字空釜の区域（県道矢吹小野線、村道千百三十六号線及び村道百七号線に囲まれた区域に限る。） 大字永田の区域のうち、字萩ノ作の区域 大字東山の区域のうち、字田和ノ内の区域
石川郡 浅川町	A区域	大字浅川の区域のうち、字荒町、字荒町西裏、字本町、字本町西裏、字大明塚、字背戸谷地、字古語宮、字月斎陣場及び字月斎の区域 大字東大畑の区域のうち、字裏門、字大名大塚、字新町、字金田及び字附掛の区域並びに字東大畑の区域（百六十五番の一、百六十五番の二及び百六十六番並びに国道百十八号西側境界線以西の区域に限る。） 大字箕輪の区域のうち、字山敷田及び字坂ノ前の区域並びに字大代（一番の二、一番の十八から一番の二十八まで、一番の三十二から一番の三十四まで、一番の四十及び一番の四十二から一番の六十二までに限る。）の区域 大字袖山の区域のうち、字森下（二百六十八番から二百七十番まで、二百八十七番、二百八十八番、二百八十九番の一、二百八十九番の二及び二百九十番から二百九十九番までに限る。）の区域

	B区域	<p>大字里白石のうち、字荒屋郷、字寺ノ前、字宿裏及び字十石久保（三番に限る。）の区域並びに字表ノ前の区域（町道里白石木和田塚線北側境界線以北であって町道宮ノ前表ノ前線西側境界線以西の区域に限る。）</p> <p>大字染の区域のうち、字地獄谷地の区域（県道泉崎浅川線東側境界線以東の区域に限る。）</p> <p>大字山白石の区域のうち、字軽米、字スルス淵、字本内、字中田、字梨子ノ草、字木和田塚（四百一番の一に限る。）及び字滝ノ下（百八十七番の一及び百八十七番の四に限る。）の区域</p> <p>大字小貫の区域</p>
石川郡 古殿町	A区域	<p>大字竹貫の区域のうち、字千足、字上町、字立町、字水ノ出、字竹貫、字池ノ内、字横小路及び字古町の区域</p> <p>大字松川の区域のうち、字桑原、字新桑原及び字横川の区域</p>
	B区域	<p>大字鎌田の区域のうち、字長光地、字発木内、字田中田、字淵ノ上、字市房内、字鶴巻、字下房、字吉田及び字広沢の区域</p> <p>大字松川の区域のうち、字大原、字和久及び字八ヶ久保日向の区域</p>
双葉郡 広野町	A区域	<p>一 中央台一丁目から中央台三丁目までの区域</p> <p>二 広洋台一丁目及び広洋台二丁目の区域</p> <p>三 大字下北迫の区域のうち、字岩沢の区域（国道六号東側境界線以東の区域に限る。）、字二ツ沼（五十八番から九十七番までを除く。）、字大谷地原、字西平山、字東平山、字新町、字二枚橋、字西町、字東町、字東原、字上大吹、字下大吹、字代下、字松葉、字腰巻、字前川原、字久保田、字北釜及び字宮田の区域並びに字火の口、字浜田、字折返及び字苗代替の区域（国道六号東側境界線とJR常磐線軌道用地西側境界線に挟まれた区域を除く。）</p> <p>四 大字上北迫の区域のうち、字代、字石名坂、字関山、字中平、字北ノ内前、字堤、字堤山、字荒神（九十七番の二十七を除く。）、字堂の原（七番の六から七番の十一まで、七番の十五、七番の十六、七番の十八、七番の三十、七番の三十一、七番の四十二、七番の四十三、七番の四十九、七番の五十五から七番の五十七まで、七番の六十から七番の七十一まで、二十番の一から二十番の八まで、二十六番、三十五番の一から三十五番の三まで、三十六番の一、三十六番の三、三十六番の四、三十七番、三十八番の一から三十八番の十一まで及び三十九番を除く。）及び字二ツ沼（二番の一、二番の二、三番、四番、四番の一、四番の二、五番、八番、十番、十四番の三から十四番の九まで、十四番の二十七、十四番の三十、十四番の四十八、十四番の五十、十四番の五十一、十四番の五十五、十四番の五十七、十四番の五十九及び十四番の六十二から十四番の六十五までを除く。）の区域</p> <p>五 大字下浅見川の区域のうち、字築地、字桜田、字柳町、字広長及び字観音前の区域（国道六号東側境界線とJR常磐線軌道用地西側境界線に挟まれた区域を除く。）並びに字本町、字松下、字前川原、字久保、字川原田、字坊田、字比屋蔭及び字向の区域</p> <p>六 大字上浅見川の区域のうち、字高田、字沢目、字寺所及び字大谷内の区域（国道六号西側境界線と同境界線から西へ二百メートルの線に挟まれた区域に限る。）、字桜田の区域（国道六号東側境界線とJR常磐線軌道用地西側境界線に挟まれた区域を除く。）、字切通の区域（浅見川北側境界線以北であって、国道六号東側境界線以東の区域を除く。）並びに字坊田の区域（浅見川北側境界</p>

		<p>線以北の区域を除く。)</p> <p>七 大字折木の区域のうち、字太平、字高萩、字六反田、字田中、字正木内、字台山、字浜及び字小浜沢の区域並びに字関の上の区域(国道六号東側境界線以東の区域に限る。)</p> <p>八 大字夕筋の区域のうち、字堂後内、字北前、字安楽、字本沢及び字永沢の区域並びに字檜葉作の区域(国道六号東側境界線以東の区域に限る。)</p>
	B区域	<p>大字下北迫の区域のうち、字火の口、字浜田、字折返及び字苗代替の区域(A地区の三に掲げる区域を除く。)</p> <p>大字下浅見川の区域のうち、字築地、字柳町、字広長、字桜田及び字観音前の区域(A地区の五に掲げる区域を除く。)</p> <p>大字上浅見川の区域のうち、字高田、字沢目及び字桜田の区域(国道六号東側境界線とJR常磐線軌道用地西側境界線に挟まれた区域に限る。)並びに字切通及び字坊田の区域(A区域の六に掲げる区域を除く。)</p>
	C区域	<p>大字下北迫の区域のうち、字岩沢及び字二ツ沼の区域(A区域の三に掲げる区域を除く。)</p> <p>大字上北迫の区域のうち、字岩沢の区域並びに字堂の原、字二ツ沼及び字荒神の区域(A区域の四に掲げる区域を除く。)</p>
双葉郡 富岡町	A区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び近隣商業地域
	B区域	<p>一 商業地域及び準工業地域</p> <p>二 小浜の区域のうち、JR常磐線軌道用地南側境界線以南であって国道六号東側境界線以東の区域</p> <p>字王塚の区域のうち、JR常磐線軌道用地南側境界線以南であって国道六号東側境界線以東の区域</p>
	C区域	工業地域
双葉郡 双葉町	A区域	第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び近隣商業地域
	B区域	<p>一 商業地域及び準工業地域</p> <p>二 大字細谷の区域のうち、字陳場沢、字大森、字陳場下、字熊ノ沢及び字森ノ内の区域(東京電力株式会社福島第一原子力発電所の区域を除く。)</p> <p>大字寺沢の区域のうち、字大久保の区域を除く区域</p> <p>大字松倉の区域</p>
	C区域	工業専用地域
双葉郡 浪江町	A区域	第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域及び近隣商業地域
	B区域	商業地域及び準工業地域
	C区域	工業地域及び工業専用地域